

平成24年第2回紀の川市議会定例会 第1日

平成24年 6月1日（金曜日） 開 議 午前 9時26分
散 会 午前10時19分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第6号））
- 議案第 83号 工事請負契約の一部変更について（紀の川市新庁舎建設工事）
- 議案第 84号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第 85号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第 86号 那賀消防組合規約の変更に関する協議について
- 議案第 87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（24名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	3番 原延治
4番 川原一泰	5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃
7番 松本哲茂	8番 上野健	9番 杉原勲
10番 高田英亮	11番 寺西健次	12番 堂脇光弘
13番 田代範義	14番 石井仁	15番 森田幾久
16番 井沼武彦	17番 今西敏文	18番 竹村広明

19番 岡田 勉	20番 坂本 康隆	21番 大森 道夫
22番 亀岡 雅文	23番 村垣 正造	24番 西川 泰弘

○欠席議員（なし）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	田村 武
市長公室長	林 信良	企画部長	橋口 順
総務部長	竹中 俊和	市民部長	北林 佳高
地域振興部長	吉田 靖	保健福祉部長	藤戸 敏成
農林商工部長	歌 英樹	建設部長	阪口 政弘
国体対策局長	岩原 晃	水道部長	今井 辰巳
会計管理者	武田 雅明	農業委員会事務局長	立具 秀敏
教育長	松下 裕	教育部長	西田 好宏
総務部財政課長	森本 浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田 博敏	次長兼議事調査課長	藤井 節子
議事調査課課長補佐	岩本 充晃	議事調査課係長	田中 啓吾

（開会 午前 9時26分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

議員各位には平成24年第2回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、専決処分の報告や規約の変更に関する協議、工事請負契約の一部変更などの案件が上程されております。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、表彰状伝達式をとり行います。

去る5月23日に開催されました第88回全国市議会議長会総会において、関谷 博会長より上野 健君が正・副議長4年以上表彰を受けました。表彰状を伝達をしますので、上野議員は前のほうへお越しください。

〔議長から、上野議員へ伝達〕

○議長（西川泰弘君） 表彰状、紀の川市 上野 健殿。あなたは市議会正・副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会長表彰規定によりこれを表彰します。

平成24年5月23日 全国市議会議長会会長 関谷 博

○8番（上野 健君） どうもありがとうございました。

〔議長席に戻る〕

〔上野議員、席に戻る〕

〔拍手〕

○議長（西川泰弘君） 続きまして、5月14日に開催された和歌山県市議会議長会総会において、和田秀教会長より上野 健君が正・副議長4年以上表彰を、村垣正造君、高田英亮君、竹村広明君が議員在任10年以上表彰を受けましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

上野議員、村垣議員、高田議員、竹村議員は前のほうへお越しください。

〔議長から、上野議員、村垣議員、高田議員、竹村議員の順に表彰伝達〕

○議長（西川泰弘君） 表彰状、紀の川市 上野 健殿。あなたは市議会正・副議長として4年、市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、本会長表彰規定により特別表彰を行い、記念品を贈呈してこれを表彰します。

平成24年5月14日 和歌山県市議会議長会会長 和歌山市議会議長 和田秀教

○8番（上野 健君） どうもありがとうございます。

〔拍手〕

○議長（西川泰弘君） 表彰状、紀の川市 村垣正造殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は特に著しいものがありますので、本会表彰規定により記念品を贈呈してこれを表彰いたします。

平成24年5月14日 和歌山県市議会議長会会長 和歌山市議会議長 和田秀教

○23番（村垣正造君） どうもありがとうございます。

〔拍手〕

○議長（西川泰弘君） 表彰状、紀の川市 高田英亮殿。以下、同文でございます。

〔拍手〕

○議長（西川泰弘君） 表彰状、紀の川市 竹村広明殿。以下、同文でございます。

〔拍手〕

〔みんなで写真撮影〕

〔議長席に戻る〕

〔上野議員、村垣議員、高田議員、竹村議員、席に戻る〕

○議長（西川泰弘君） 上野議員、村垣議員、高田議員、竹村議員、まことにめでとうございます。また、大変恐縮ですが、私も県市議会議長会長より在籍10年以上の表彰を賜りましたので、報告させていただきます。

〔拍手〕

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回紀の川市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番 原 延治君、4番 川原一泰君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（西川泰弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る5月22日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期と議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付している予定表のとおり、本日から6月28日までの28日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの28日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（西川泰弘君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず報告1、議員派遣について。

去る5月16日から18日の3日間、厚生常任委員会が秋田県横手市へ「健康の駅事業とこころの健康づくり事業」について、岩手県北上市へ「きたかみ震災復興ステーション」について、岩手県陸前高田市へ「災害時要援護者の生活の状況とその支援」についての視察研修を行うことを地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、議長において承認しておりますので報告いたします。

また、その視察の概要を厚生常任委員会委員長から報告していただきます。

厚生常任委員会委員長 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） 皆様、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、厚生常任委員会視察研修報告を行います。

厚生常任委員会は、5月16日から18日の3日間、秋田県横手市、岩手県北上市、陸前高田市へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

横手市では、健康の駅事業とこころの健康づくり事業について研修を行いました。

健康の駅とは健康をテーマにした交流拠点で、市内に大規模、中規模、小規模の健康づくりの場を設け、子どもから高齢者までを対象に住民の健康増進を図る事業でありました。

大規模駅には、保健師や健康運動指導士など資格を持ったスタッフが常駐し、アドバイスを受けながら健康づくりができる環境が整っています。中規模駅は小学校単位、小規模駅は大字単位に開設されており、大規模駅からスタッフが出向いて家庭でもできる健康づくりについての教室が行われていました。

次に、こころの健康づくりでは、秋田県は14年連続日本一自殺率の高い県ということもあり、県を挙げてこころの健康づくりが展開されております。

横手市では市民に対し、自殺やストレスに関する意識調査や分析を行っていますが、毎年40名ほどがみずから命を絶ち、特に働き盛りの50代男性が多いそうであります。命のとうとさをもっとわかってもらうため、妊婦や小・中・高校生向けの講演会を開催したり、気軽に相談できる窓口の設置や啓発資料の配布などを行っています。

次に、岩手県北上市では、沿岸部の後方支援を行っている「きたかみ震災復興ステーション」について研修を行いました。

岩手県内陸部に位置する北上市でも、昨年3月11日の東日本大震災では、家屋の倒壊約2,200棟など被害が出たそうですが、幸い津波の被害などなく、震災直後から個々に沿岸部の支援を行っていましたが、5月23日には市役所内に12名の職員で構成され

た沿岸地域被災者支援本部を立ち上げたそうです。震災ごみの受け入れも7月から開始され、9月には北上駅前に震災復興ステーションを設置し、避難されている方が気軽に立ち寄れるような雰囲気づくりを心がけ、コミュニティ形成支援やボランティアの調整、被災地の情報提供などを行っています。

また、被災地の雇用を生み出すために、被災した市町村のかわりに北上市で6億円の予算を計上し、大船渡市、大槌町に建てられた仮設住宅管理人に、両市町の被災により職を失った方を雇用する事業も展開されていました。

次に、陸前高田市については、平成21年10月に本市に視察に来られた御縁もあり、要援護者の方が現在どのような生活を送っているのかや、福祉分野の復興状況について視察を行いました。

震災前は市内に51カ所あった医療機関や福祉施設は、震災により33カ所が全壊・流失など被災し、とても医療や福祉サービスの提供が行えない状況であったとのことでした。要援護者の安否確認は、全国から応援の保健師やケアマネージャーが全世帯へのローラー作戦で行ったそうですが、1年たっても正確な情報がつかめていない中、震災孤児となった子どもが41名、片親が亡くなった子どもが170名おり、児童福祉施設に入所したケースも多いそうです。

現在でも多くの要援護者が仮設住宅での余儀なくされており、最近では住民からフラッシュバックが起こったり、将来への不安から家族に虐待をしてしまうケースなど、こころの病に関する相談が多く寄せられているので、今後、早急なこころのケアが必要との説明を受けました。

津波の被害が大きく、復興に向けて大変な時期に視察を行ったことに気が引けましたが、受け入れてくださった陸前高田市の方々からは「我々は一步一步復興に向けて歩み出しています。どうか被災地のことを忘れずに、きょう見聞きしたことを地元を持ち帰り、広く皆さんに伝えていただきたい。それが私たちの支援になります。」との言葉をいただきました。

今回の視察では、心身の健康の大切さ、そして人と人とのきずなについて改めて知らされ、相談や協力ができる環境づくりが重要だと感じました。

以上で報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しておりますので、よろしければ参考にしてください。

○議長（西川泰弘君） 報告第2、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成23年度紀の川市繰越明許費繰越報告と、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成23年度紀の川市水道事業会計予算繰越報告もありました。また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、紀の川市土地開発公社より経営状況を説明する書類の提出もありましたので、お手元に配付しております。御確認願います。

その他の報告につきましても、お手元にお配りしておりましたが、陳情第13号につきましても、取り下げにより欠番となっておりますので、御了承賜りたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例） から
議案第 87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について まで

○議長（西川泰弘君） それでは、日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）から、議案第87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてまでの9件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成24年第2回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

まず先ほど、議長より伝達がございました上野議員をはじめ西川議長、村垣副議長、高田、竹村両議員の永年在籍議員表彰に対しまして、心からお喜びと感謝を申し上げるとともに、今後ますますの御活躍をお祈りいたします。

それでは、最初に職員の不祥事について報告を申し上げます。

去る5月8日、9日、12日に新聞等で報道がありました職員の不祥事につきましては、公務員としてのモラルが問われるものであると同時に、市政に対する信頼を損ねる行為であり、市民の皆様、並びに市議会議員の皆様方に不信感を与え、御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわびを申し上げます。このような行為が二度と起こらないように、紀の川市職員倫理規則の周知・徹底に努めるとともに、5月17日に全職員を対象に松窪監察監より、公務員としての法令遵守意識の再認識に努めることを目的に研修を実施いたしました。

今後、さらに綱紀肅正を図り、市政への信頼回復に努めてまいりますので、御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は世界各地で想定を超えるような自然災害が発生し、世界をはじめアジア諸国の経済状況は一時低迷状態となりましたが、本年に入りまして世界の経済は明るい兆しも見られている中、ユーロ圏の一部の国で国債金利が再び上昇傾向にあるなど、欧州政府債務問題を中心に、下方リスクが引き続き存在している状況であると思われます。

また、日本の経済については、震災後の復旧、復興の進ちょく状況や消費税増税、原発再稼働、TPPへの交渉参加等々、政府に対する不信感が残る中、経済は緩やかではありますが回復し、今年度は実質2.2%の経済成長を達成すると見込んでおります。一方、急激な円高の再来や海外景気の下振れ、高どまりする原油価格の動向といったリスクに十

分警戒して、将来の危機を未然に回避できる強靱な経済、財政、金融システム構築が必要であると考えられます。

このような中、エネルギー問題ではすべての原発が5月5日に停止され、ことしの夏も猛暑が予測される中で、関西電力管内では約15%の電力が不足すると報道されております。市といたしましても、できる範囲の節電に努めたいと考えてございますので、皆様方におかれましても引き続き御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

それから、4月には悲惨な交通事故が全国各所で発生しております。

特に、関西圏で一部の若者の無謀で身勝手な車の暴走事故により、将来の夢と希望を抱いていたかわいいうとい命が一瞬にして奪われたことは、我が身を引き裂かれるほどの悔しさと憤りで今も体が震えるほどでございます。このような痛ましい事故が二度と起こらないように、管内小・中学校には交通安全意識の向上や通学路の安全性について注意喚起を行い、より一層安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

また、ことしも各地で竜巻や豪雨等の異常気象が起こっている中で、これから梅雨や台風の季節をむかえますが、市といたしましてもこれまでの教訓を生かしてより一層の防災対策の強化に努めてまいりますので、議員並びに市民の皆様方の御指導、御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、粉河中学校移転改築工事安全祈願祭及び起工式が関係各位の御出席をいただき、挙行できましたことを心よりお礼申し上げます。

それでは、本定例議会に提案させております諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、専決処分に係る報告議案4議案、工事請負契約の一部変更議案1議案、平成24年度一般会計補正予算に係る議案1議案、市道路線の認定議案1議案、那賀消防組合規約の変更に関する協議議案1議案、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議議案1議案、計9議案であります。

その概要を申し上げます。

報告第1号から報告第4号の専決処分の承認を求めることについては、報告第1号 紀の川市税条例の一部を改正する条例について、報告第2号 紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、報告第3号は紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、いずれも地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の交付及び施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

報告第4号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算については、事業費等の確定により既定の予算額から1,000円を減額補正したものであります。

議案第83号 工事請負契約の一部変更については、平成22年第3回紀の川市議会定例会で議決を得ました工事請負費において、自動制御設備の追加工事及び書庫・屋外倉庫増設工事等により契約金額を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま

たは処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）については、4月1日付人事異動に伴う人件費の調整と事業執行上、緊急を有するものについての補正をお願いするものでございます。

議案第85号 紀の川市道路線の認定については、新設計画道路を紀の川市道路線として認定いたしたく提案するものであります。

議案第86号 那賀消防組規約の変更に関する協議については、紀の川市消防団条例の一部改正に伴い、規約変更について関係地方公共団体の協議を経て、県知事の許可を受けるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行されることに伴い、規約変更について関係地方公共団体の協議を経て、県知事に届け出するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御承認、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

報告第1号から御説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

2ページは専決処分書です。専決日は平成24年3月31日です。

専決の理由は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律など、政令及び省令の交付及び施行に伴いまして、紀の川市税条例の一部を改正する必要が生じ、緊急を要したためでございます。

3ページから順を追って説明させていただきます。

改正本文の2行目、第36条の2第1項ただし書きにつきましては、公的年金の報告様式に寡婦控除の欄が設けられたことにより、市民税の申告において寡婦控除のみの申告が不要になるものでありまして、平成26年度から適用するものでございます。

5行目の第10条の2の追加については、わがまち特例の規定の導入でありまして、公共下水道を利用する場外施設の課税標準を4分の3とするもので、平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に設置されたものが対象となり、平成25年度から適用するものであります。

7行目の附則第11条から下から3行目、附則第13条につきましては、原則として土地の負担調整措置の現行制度を平成24年度から平成26年度まで3年間延長するものです。ただし、住宅用地の据え置きの特例は平成26年度で廃止するという内容であります。

下から1行目の附則第15条については、特別土地保有税の特例期間を平成26年度まで3年間延長するものであります。

次の4ページをお願いいたします。

上から4行目、第21条の2につきましては、固定資産税の非課税対象に特例民法法人から一般社団法人等に移行した一定の法人が設置する図書館や幼稚園などが追加されたことにより、これらの非課税の適用を受ける際の提出書類の規定を設けたものでございます。

中段の第22条の2の追加については、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合など、その敷地についての居住用財産の買いかえ等の特例の期限を3年間から7年間に延長するものであります。

次の5ページの中段に記載の附則第23条につきましては、同じく東日本大震災により家屋が滅失等により居住できなくなり、新たに住宅を取得した場合において、所得税の住宅ローン控除の特例を受けたときは、市民税においても同じく控除の対象にするという規定であります。

下から7行目以降は改正附則です。

第1条は施行期日の規定で、今回の改正は平成24年4月1日から施行するものでありますが、年金所得のみの場合の寡婦控除の申告不要の規定については、平成26年1月1日から施行すると規定しております。

第2条は市民税の経過措置でございます。

次のページの5行目ですけれども、第3条は固定資産税の経過措置に係る規定です。

第3項では、平成26年度に住宅用地の据え置き特例を廃止するに際しまして、平成23年度まで負担水準が80%以上のものについて据え置いていたものを、平成24年度と平成25年度は負担水準90%以上のものについて据え置くという規定でございます。

以上が専決をさせていただきました紀の川市税条例の一部改正の内容でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により御報告し、御承認を求めます。

9ページが専決処分書です。

紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、専決処分をさせていただいております。専決日は平成24年3月31日です。

専決の理由につきましては、報告第1号と同じ理由でございます。

次の10ページをお開きください。10ページから12ページは改正本文であります。

10ページの内容については、原則として現行制度である土地の負担調整措置を平成2

4年度から平成26年度までの3年間延長するものでありますが、住宅用地の据え置きの特例については平成26年度で廃止するというものでございます。

次の11ページ以降は、改正附則であります。

第1項は施行期日の規定で、平成24年4月1日から施行するものであります。

第2項、第3項は経過措置でありまして、第3項では平成26年度に住宅用地の据え置き特例を廃止するに際して、平成24年度と平成25年度については負担水準90%以上のものは据え置くという規定でございます。

以上が紀の川市都市計画税条例の一部改正の内容でございます。

報告第1号及び報告第2号の資料として、25ページから40ページに新旧対照表を添付しておりますので、御高覧ください。

以上、平成24年3月31日に専決処分いたしました条例改正について御報告をし、御承認を求めます。

よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、御説明をさせていただきますと思います。

議案書の13ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

14ページをお願いします。

専決処分書でございます。

提案理由といたしますか、理由につきましては、先ほど総務部長のほうから説明いたしました報告第1号、報告第2号のとおり、地方税法等の改正の公布によりまして所要の改正措置を講ずるものでございます。そうしたことから地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成24年3月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

15ページをお願いいたします。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

附則に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の1項を加えるものでございます。この規定は、紀の川市国民健康保険税条例の附則第9項に長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定してございますが、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合などに、その居住用家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期限を3年から7年に延長するもので、本条例附則第24第1項として追加するものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、41ページに資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、16ページをお願いいたします。

報告第4号 同じく専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めます。

次のページにつきましては、平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。専決日は平成24年3月30日でございます。

別冊の平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）の予算書をお開き願います。

まず、1ページをお願いいたします。

平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条で1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ318億1,642万5,000円としております。

第2条は地方債補正に係る規定です。

2ページ、3ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」のうち、歳入につきましては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税繰入金、地方債の確定による補正でございます。地方交付税につきましては、特別交付税の決定による増額で2億3,710万9,000円の増額。地方債につきましては、事業費が確定したことにより1億7,600万円の減額となっています。

4ページをお願いいたします。

歳出につきましては歳入の確定により、予備費で1,000円の減額をしてございます。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」でございます。今回は、それぞれ事業費の確定に伴いまして限度額の変更を行っております。

以下、7ページから15ページまでにつきましては補正予算（第6号）に関する説明書でございますが、説明を省略させていただきます。

以上で平成23年度一般会計補正予算（第6号）の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の18ページにお戻りいただきたいと思います。

議案第83号 工事請負契約の一部変更について、提案理由の御説明をさせていただきます。

平成22年第3回紀の川市議会定例会において議決を得た、紀の川市新庁舎建設工事請負契約の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま

たは処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更後の契約金額は46億5,169万1,000円でございます。なお、変更前の契約額より3億450万円の増額となっております。

変更の理由でございますが、自動制御設備工事、これはビルエネルギー管理システムのことでございます。この事業に要する経費として8,820万円、また書庫・屋外倉庫建設工事につきましては工事費1億3,020万円、その他の工事として補聴器補助システム、機械警備設備、中会議室録音設備、当番制政策工事等を追加したことにより契約金額を変更するものでございます。

42ページ、43ページに附属資料として書庫・屋外倉庫工事の建物の配置図、立面図を添付しております。

続いて、19ページをお願いいたします。

議案第84号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、議決を求めるものでございます。

別冊の予算書、平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）の1ページをお開き願います。

平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条第1項では7,020万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ333億5,020万4,000円とするとしております。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると定めております。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入」では、県支出金繰入金、諸収入をそれぞれ増額しております。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、各費目ごとに人事異動に伴う人件費及び事業執行上、急を要する事業についてのみ補正措置をしております。

次に8ページをお開き願います。

歳入でございます。15款県支出金、2項県補助金につきましては補正額103万3,000円、個別所得補償経営安定推進事業費補助金で100%の補助率でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金から6,635万4,000円を繰り入れしております。

20款諸収入、5項雑入、補正内容は紀の海広域施設組合から派遣職員給与費負担金として281万7,000円の増額補正をしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、職員の人件費以外について御説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、19目国民体育大会準備費、4節で臨時職員2名の社会

保険料負担金57万4,000円と、同じく7節で2名分の賃金419万9,000円を増額しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、11目人権推進費、井阪文化会館館長の賃金と共済費を補正しております。社会保険料負担金26万7,000円、賃金180万円でございます。

17ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、6目児童福祉施設費、各保育所の措置児童数が確定し、保育所ごとの職員配置が決定いたしましたので、臨時保育士と給食調理員の賃金を増額してございます。

4節共済費、社会保険料248万5,000円、7節賃金2,422万9,000円を増額でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、同じく臨時職員1名の社会保険料負担金33万9,000円、賃金247万8,000円を増額してございます。なお、この増額分につきましては、同額を紀の海広域施設組合から負担金として雑入で受けることになっております。

次の20ページでございますが、6款農林業費、1項農業費、5目農業経営基盤強化促進対策事業費では、県の100%の補助を受けまして新規事業である「人・農地プラン作成事業」として103万3,000円を計上しております。また、8目食育推進事業費では、野菜フェスタの参加負担金として19節で20万円を増額計上しております。今回の補正では、事業として補正をしておりますのはこの2件でございます。

以上が、今回の補正の主な内容です。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから議案第85号 紀の川市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の20ページをごらん願いたいと思います。

今回、道路法第8条第2項の規定によりまして、紀の川市道として路線の認定をお願いするものでございます。

提案理由といたしまして、この新規の路線につきましては、桃山地区に設置予定の紀の川市広域施設組合の処理場や保健福祉センター及び三和地区方面へ連絡する道路として、この市道を新設するために議案を上程させていただくものでございます。

本議案の資料といたしまして44ページに位置図を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、21ページ、議案第86号の御説明をさせていただきます。

那賀消防組合規約の変更に関する協議について

那賀消防組合規約の一部変更に関し、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

紀の川市消防団条例の一部改正に伴いまして、規約の変更について関係地方公共団体の協議を経て、県知事の許可を受けるためでございます。

次の22ページをお願いいたします。

この4月1日から紀の川市連合消防団から紀の川市消防団に統合されたことにより、那賀消防組合規約にある組合議員の任期の条項の中で、連合消防団長の文言を削除するものでございます。

45ページに附則資料として新旧対照表を添付してございますので、御参照ください。

議案第86号は以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、議案第87号について、御説明申し上げます。

議案書23ページをごらんいただきたいと思います。

議案第87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法第291条の3第3項の規定により、別紙のとおり和歌山県後期高齢者医療医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わることに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係地方公共団体の協議を経て、県知事へ届け出を行うためでございます。

24ページをお願いいたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約でございます。

別表備考中、「及び外国人登録原票を削る。」ということで、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項で規定している関係市町村の負担割額については別表により定めてございますが、その後期高齢者人口割及び人口割については前々年度の3月31日現在の人口を用いることとなっており、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行されることに伴い、外国人住民について登録原票により管理されていたものが住民基本台帳法の適用になることから、規約の改正を行うものであります。

附則として、第1項につきましては施行期日を、第2項につきましては経過措置を定めるものでございます。

なお、46ページに資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思います。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） なければ、提案理由の説明を終わります。

これもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

あすより6日までは議案精査日とし、6月7日木曜日午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午前10時19分）